

大洲市都市計画審議会会議録

日 時	令和5年10月2日(月) 午後1時30分～午後2時33分
場 所	大洲市役所2階 大ホール
出席委員	城戸委員、幸野委員、藤田委員、神田委員、弓達委員、田中委員、江川委員、石井委員、東委員、頼永委員、橋本委員 以上11名
報道機関	—
傍聴者	2名

【議事要旨】

事務局	<p>1. 開会</p> <p>失礼いたします。本日は、ご多忙の中、大洲市都市計画審議会にご出席頂きまして、ありがとうございます。定刻になりましたので、只今から開会させていただきます。</p> <p>開会にあたりまして、本来であれば、二宮市長よりご挨拶を申し上げるところではございますが、本日、他の公務にて出席することができませんので、市長に代わりまして、泉建設部長よりご挨拶申し上げます。</p>
建設部長	<p>2. 挨拶</p> <p>大洲市都市計画審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。委員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙の中、当審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>都市計画審議会は、ご承知のとおり、本市の将来像である都市計画についてご審議いただき、大変重要な審議会でございますが、前回の開催が令和2年1月でありまして、その後、コロナ禍の影響もあり開催することができず、今回が約3年ぶりの開催となります。</p> <p>この間、事業の推進に関しまして、ご心配等お掛けしましたこともあるかと存じますが、この場をお借りしてお詫び申し上げます。</p> <p>さて、本日、ご審議いただきます案件は、「愛媛たいき農業協同組合の青果市場の位置について」の1件となっております。</p> <p>詳細な内容につきましては、後ほど事務局から説明をいたしますが、概要を申し上げますと、現在、愛媛たいき農協が本所の移転に合わせまして、青果市場の移転を計画されておりますことから、その移転先となる敷地の位置に関しまして、都市計画上の支障の有無についてご審議いただくものでございます。</p> <p>また、その他に都市計画道路片原町本久線と若宮東大洲線の道路整備事業等について、事務局よりご報告させていただくこととしております。</p> <p>最後になりますが、地域の魅力を活かした個性あるまちづくりへと発展させるべく、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を賜りたいと存じます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>どうぞよろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>3. 委員紹介</p> <p>続きまして、委員紹介を行います。本審議会は、今年度、前任期満了に伴います委嘱の後、初めての開催となりますので、ご出席していただいている全員の方をご紹介致します。審議会資料2ページの委員名簿をご覧ください。</p> <p>出席者のみを名簿順に紹介させていただきます。</p> <p>1 「商工会議所会頭」の城戸様でございます。</p>

	<p>3 「大洲市農業委員長」の幸野様でございます。</p> <p>4 「大洲市社会福祉協議会長」の藤田様でございます。</p> <p>5 「愛媛県建築士会大洲支部長」の神田様でございます。</p> <p>6 「大洲市議会議員」の弓達様でございます。</p> <p>8 「大洲市議会議員」の田中様でございます。</p> <p>9 「国土交通省大洲河川国道事務所長」の江川様でございます。</p> <p>10 「南予地方局大洲土木事務所長」の石井様でございます。</p> <p>12 「大洲市自治会連絡協議会副会長」の東様でございます。</p> <p>13 「長浜婦人会長」の頼永様でございます。</p> <p>14 「愛媛たいき農業協同組合女性部長」の橋本様でございます。</p> <p>どうぞ、よろしく願い申し上げます。また、庶務の総括は建設部長の泉幹事になります。</p> <p>なお、その他の職員につきましては、お時間の関係で、配布の座席表をもって、紹介に代えさせていただきます。</p>
	4. 会長選出
事務局	<p>続きまして、会長選出に移ります。本審議会は、先程申し上げました通り、今年度改めて委嘱させていただいてから初めての開催となりますので、大洲市都市計画審議会条例第4条第1項の定めに従いまして、会長選出を行いたいと思います。どなたかご推薦等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>前回までに引き続き、商工会議所の会頭をされており、大洲市の事について精通しておられると思いますので、城戸委員さんをお願いしてはどうでしょうか。</p>
事務局	<p>只今、城戸委員さんに引き続き会長職をお願いしてはどうでしょうか、というご意見がありました、いかがでしょうか。</p> <p>賛成の方は拍手をお願いします。</p>
委員	(拍手)
事務局	拍手多数ですので、城戸委員さん、よろしいでしょうか。
城戸委員	(了承)
	5. 会長挨拶
事務局	<p>それでは、早速ですが、会長挨拶をお願いいたします。前の会長席でお願いします。</p> <p>(城戸委員 移動)</p>
会長	<p>僭越ではございますが、皆様のご推薦によりまして、再び会長を仰せつかることとなりました城戸でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。公平な審議に努めさせていただきますので、皆様のご協力をお願いしまして、就任の挨拶とさせていただきます。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。続きまして、会長代理を指名させていただきます。会長代理は、大洲市都市計画審議会条例第4条第3項の規定により、会長が指名することになっております。城戸会長さん、ご指名をお願いします。</p>
会長	はい。それでは、会長代理は神田委員さんをお願いします。
神田委員	(了承)
事務局	<p>神田委員さん、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>審議に入ります前に、皆さまに報告がございます。今回の審議事項につきましては、城戸会長が利害関係者となるため、会長代理であります神田委員に議事の進行をお願いしたいと思います。</p> <p>神田委員さん、前の議長席の方へ移動をお願いします。</p> <p>(神田委員 移動)</p>

事務局	<p>6. 議事</p> <p>議事の説明の前に、皆さまにお知らせがございます。</p> <p>当審議会は、「会議」と「会議録」を公開することとしております。「会議」につきましては、市民の皆様も傍聴が可能となっております。また、「会議録」につきましても、個人が不利益を被る恐れのある「個人情報」など以外は、基本的に情報を公開していく事としております。開催日時や場所、出席者、会議内容などをまとめた「会議録」を市のホームページで公開していきますので、委員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>なお本日は、1件の諮問事項がございます。諮問の内容は、先に送付させていただきました諮問書のとおりとなっております。</p> <p>それでは、これよりの議事の進行を、会長代理であります神田委員さん、よろしく願いいたします。</p>
会長代理	<p>本日の出席委員は半数に達しております。</p> <p>審議会条例第5条の規定により会議は成立いたしますので、これより会議を開きます。</p> <p>始めに、議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は、幸野委員さんと藤田委員さんのご両名をお願い致します。</p> <p>それでは、議事に入ります前に、審議事項の利害関係者であります、城戸会長、愛媛たいき農業協同組合女性部長であります橋本委員に、会場から退席をお願いしたいと存じます。</p> <p>(城戸会長、橋本委員 2名退席)</p> <p>審議事項、愛媛たいき農業協同組合の卸売市場（青果市場）の位置について、事務局から内容の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>大洲市都市整備課の上田です。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>私の方からは、議案の説明、青果市場移転の経緯、都市計画法の観点から位置の妥当性など検証した結果を説明させていただきます。</p> <p>その後、愛媛県建築住宅課の担当者より、許可基準に沿って審査した結果を説明してもらいますのでよろしくお願い致します。</p> <p>議案の説明に入る前に、今回の議案を付議した根拠となっております、建築基準法第51条許可の概要について、簡単にご説明いたします。</p> <p>建築基準法第51条の規定は、都市計画区域内において、一定規模以上の、火葬場や卸売市場、廃棄物処理施設等を新築、増築する場合の建築規制をうたった条文でございます。すなわち、これらの施設を新築・増築する場合は、あらかじめ『都市計画決定する』か、又は、『都市計画決定を行わない』のであれば、その施設の位置について都市計画審議会に諮った上で、『建築許可を受ける』必要があるということの規定した条文でございます。</p> <p>大洲市としては、青果市場が民間施設であること、恒久的な施設でないことから、その敷地の位置を都市計画決定するのではなく、今回移転する位置について、大洲市都市計画審議会に、都市計画上支障がないか諮り、建築基準法第51条のただし書きによる特例的な許可を受けたいと考えており、付議させていただいた次第です。それでは、議案の内容を説明いたします。</p> <p>大洲市都市計画審議会資料の8ページ 『計画書』をお開きください。『計画施設の概要』でございます。</p> <p>建築基準法第51条許可の案件であり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「名称」は、『卸売市場（青果市場）』となります。 ・「位置」は、大洲市東大洲1220番1の一部です。 ・もともと工場として使用していた既存施設の一部を用途変更し、用途を卸売市場（青果市場）として使用する予定です。 ・施設の概要としては、事務所 48.68m²、青果市場 1,580.45m² トイレ 38.02m² の合計1,667.15m² となっております。

詳細は備考欄をご覧ください。

大洲市都市計画審議会資料の9ページ 理由書をお開きください。

計画理由を読み上げます。

「今回の計画は、現在大洲市東大洲198番付近にある卸売市場（青果市場）を大洲市東大洲1220番1の一部に移転するものである。計画市場の延床面積の合計が、500m²を超える規模となることにより、同法第51条ただし書きによる許可申請を行うものである。設置場所は、都市計画法上の用途地域は、工業地域の大洲特別工業地区であり、生活環境への影響についても、青果市場のため、「騒音」・「振動」・「悪臭」などについて影響が少ないと予測している」

次に、「参考資料」の2ページをお開きください。こちらは、建築基準法第51条の建築許可が必要な施設を表にまとめたものでございます。

今回の計画施設は、太線で囲んでいる項目、「卸売市場」に該当し、用途地域は工業地域のため、備考欄に記載の地区には該当せず、『左記以外の地区』に該当し、500m²を超えるため、許可を要する施設となっております。

ここで、青果市場の移転経緯について説明をさせていただきます。審議会資料10ページの総括図（用途地域図）、P11～P12の計画図2枚をご覧ください。

東大洲にありました愛媛たいき農協の本所は、現在「愛たい菜」横に移転し営業開始をしておりますが、青果市場は、現在も旧農協本所周辺敷地内において稼働をしております。

この青果市場は、卸売市場法第13条第1項の地方卸売市場の認定を受けており、青果物や観賞用の植物を取り扱っております。

昭和50年以前より、現在の場所で稼働しており地域の生産者に対し安定的な販路の提供を行い、消費者へ届けるという地域にとって重要な役割を果たしております。

現在、愛媛たいき農協は、本所移転に併せて、青果市場の移転を計画されております。

今回、申請者が移転計画を進めるに当たり、利用者のことも考え現在の場所から離れすぎないことを条件に模索しましたが、青果市場敷地としての要件を満たす敷地がないこと、また経済的観点から新築は断念し、既存施設への移転で計画することに変更しました。

その中で周辺に住居がなく、周辺環境への影響が少ないと考えられる諸条件に唯一合致する、旧松下寿跡地の一部で計画することとしました。以上、簡単ではございますが、青果市場の移転経緯について説明させていただきました。

続きまして、位置の妥当性について、都市計画法の観点から検証した結果を説明します。

移転箇所については、総括図（P10）にありますように、非線引きの都市計画区域内で、用途地域は工業地域に指定されており、さらに公害企業の立地を防止するため建築物の制限又は禁止する、特別工業地区を定めている箇所になります。

建築物の制限については、第1号議案の参考資料（P4）の赤枠部分をご覧ください。

次に、環境対策の妥当性として、大気汚染については、大気汚染物質を排出する施設はなく、原動機の使用もないため、市場の利用に係る大気への影響はほとんどないものと考えます。

水質汚濁については、市場の利用により発生する排水としては、青果等の加工は行わず、事務室内湯沸かしと雨水であるため、周辺への影響はなく、トイレ等より排水される汚水については、公共下水道へ排水するため、河川

	<p>水質への影響はないものと考えます。</p> <p>騒音・振動については、市場での騒音・振動として考えられるのは、搬入搬出の際のトラック等車両の騒音ですが、第1号議案の計画図拡大図（P12）にありますように、周辺に住宅もなく、商業施設、農地に囲まれ、商業施設につきましても、市場からは200m以上離れており、原動機等の使用もないため周辺に影響を与えるような騒音・振動はほとんどないものと考えます。悪臭については、悪臭を発生する施設はないことから、周辺地域への影響についてはほとんどないものと考えておりますが、せりで売れ残った農産物について、農協が買い上げを行い、地元の産廃処理業者へ委託し処分しますので、悪臭について影響はほとんどないものと考えます。</p> <p>最後に、青果市場の設置による周辺住民対策として、周辺に住宅が存在しない地域であることから、近隣の法人・個人の同意書及び地元説明会の開催は必要ないものと考えます。</p> <p>これらの項目について検証した結果、市としましては、青果市場が移転する敷地の位置については、都市計画上支障がないという検証結果となりました。</p> <p>以上、簡単ではございますが、検証結果の説明を終わらせていただきます。つづきまして、愛媛県建築住宅課の担当者より、許可基準に沿って審査した結果を説明してもらいますのでよろしくお願い致します。</p>
愛媛県建築住宅課	<p>愛媛県土木部道路都市局建築住宅課の青木です。どうぞよろしくお願い致します。参考資料の5ページをお願いします。</p> <p>愛媛県では、平成12年に「建築基準法に基づく許認可等の審査基準等について」を制定しており、「卸売市場等の用途に供する特殊建築物の許可」に関する基準を定めております。関連するところを、読み上げます。</p> <p>○卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給施設に関する取扱いについて</p> <p>1 標記各施設は、次項の場合を除き原則として都市計画の施設として決定するものとする。</p> <p>なお、この場合、地方公共団体が建築するものについては都市計画決定を行い、民間が建築するものについては建築基準法第51条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うことを原則とする。</p> <p>2 標記各施設のうち建築基準法第51条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とするが、その実施にあたってはあらかじめ関係部局と協議しておくこと。</p> <p>各号の内、今回の事例に当てはまるのは、</p> <p>(1) 市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響が少ない場合</p> <p>であります。</p> <p>これに該当するかどうかを審査する形になります。具体的には参考資料の6ページをお願いします。「市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響が少ない」についての審査項目については、下記の通り、</p> <p>1 位置の妥当性 (施設ができることによる周辺への影響の審査)</p> <p>2 搬出入路の妥当性 (施設ができることによる交通に関する影響の審査)</p> <p>3 施設計画の妥当性 (施設自体の妥当性の審査)</p> <p>4 環境対策の妥当性 (環境への影響の審査)</p> <p>5 施設設置等の周辺住民対策 (周辺住民に関する同意状況の審査)</p>

の審査項目について、支障の有無を検証しております。

一部審査項目については、都市計画部局である大洲市都市整備課から先ほど説明があり、重複する部分も有るかと思いますが、これらに基づいた審査結果について、説明をします。

1 位置の妥当性について説明します。地域地区との適合性に関しましては、計画地は、大洲市都市計画区域内に位置し、用途地域は工業地域のため、都市計画上問題ないと判断しております。

市街地との位置関係については、計画地は、都市計画区域の工業地域にあたり、計画地一帯は工業地域および準工業地域となっており、既存工場を利用するため、周囲に及ぼす影響はないと判断しております。

続きまして関連施設との位置関係ですが、関連施設はないが、移転前の青果市場と遠くない位置にあることから、利用者からの青果搬出入の利便性は変わらないというところで支障なしと判断しております。

特定施設との位置関係については、対象事業実施区域は工業地域であるため、周辺約500m圏内には、学校、保育園、病院等はなく、最も近隣の特定施設である喜多医師会病院が約0.6kmの位置にあるが、近接せず支障がないと認められるというところで支障なしと判断しております。

2 搬出入路の妥当性について説明します。大洲市都市計画審議会資料11ページの『計画図』をお開きください。赤枠で示した箇所が今回の申請地を含めた旧松下寿電子工業工場跡地でございます。

卸売市場で取り扱う青果の運搬経路は、主には道路幅員9.0m国道56号を通り、前面道路である市道立道（たちみち）線を通るルートです。

参考資料6ページの審査項目に沿って説明いたします。

道路幅員については、計画地への搬出入路である国道56号を主として利用し、市道立道（たちみち）線の道路幅員は前面道幅6mを確保されており、青果の搬入経路としては十分な道路幅員を確保しているというところで、支障なしと判断しております。

経路については、搬出入路は、国道56号を主として利用し、市道立道線を通り敷地に至る経路となっており、支障なしと判断しております。

交通安全については、青果の搬出入については早朝に集中しており、国道の交通量は少なく、搬出入に伴う、歩行者等との遭遇や渋滞等の影響は少ないというところで、支障なしと判断しております。参考資料の7ページに、写真を記載しておりますので、参考にして頂いたと思います。

3 施設計画の妥当性について説明します。大洲市都市計画審議会資料に戻っていただいて、12ページをお願いします。「計画図（拡大図）」になります。

図の旧松下寿電子工業工場跡地「赤枠」の中に、オレンジ色で囲んだ箇所が、青果市場として使用する施設、第5棟となります。先ほどご覧いただいた、参考資料の8ページには配置図を記載しています。第5棟は昭和48年に建築され、用途は工場として使用されてきた既存建物であり、今回の計画では、一階部分の東側約半分を工場の用途から、卸売市場の用途へ用途変更を行い、使用する計画です。

参考資料の8ページには卸売市場として用途変更する部分の平面図、外観、内観写真を記載しています。矢印は、東側入口から青果を運搬し、セリを行い、搬出するルートを表しています。具体的な審査としましては、施設の妥当性の説明となります。

設備能力については、青果の卸売市場であり、原動機の使用も無いため、機器等の設置はないというところで、支障なしと判断しました。

続きまして、駐車場の規模、建ぺい率ですが、次の参考資料7ページに搬出経路について、敷地内の緑色に色をつけている駐車場部分というところが

ございます。ここが職員用駐車場として4台分以上を確保しております。市場関係者のトラックにつきましては、先程の建物の青果の搬出入時の敷地内滞在のみというところで、基本的には建物のところには車を停めない、駐車場としては利用しないというところで支障ないと判断しております。

建ぺい率につきましては、「用途地域は工業地域、建ぺい率は60%が上限である。」となっています。卸売市場として使用する建物の建築面積は、18042.41㎡というところで、建ぺい率44.69%で規制の範囲内というところで支障なしと判断しております。

続いて、景観・緑化につきましては、敷地は工業地域でございます。周囲は工場や農地であるため、景観への配慮が強く要求されているわけではなく、また、今回は既存建屋の用途変更でございますので、外観等の改修も行わないというところで、今の既存状況からの変更はなく、景観への影響はなく支障ないと判断しております。

4 環境対策の妥当性について説明します。公害防止諸法の基準というところで、大気汚染、水質汚濁、騒音振動、悪臭、排ガス、これに関しまして審査している内容について説明させていただきます。

まず、大気汚染につきましては、青果の卸売市場であり原動機の使用もないため、大気汚染を発生する施設ではないことから支障なしと判断しております。

水質汚濁に関しましては、加工は行なわない青果の卸売市場であるため、水質汚濁を発生する施設ではなく、排水は事務室内の湯沸かし、トイレ等の排水のみであり、公共下水へ排水される計画であるため周辺への影響はないというところで支障なしと判断しております。

騒音、振動に関しましては、青果の卸売市場であり、原動機の使用はなく、搬出入の際のトラック等車輛の振動騒音につきましては、周辺商業施設への距離が200m以上ございますので、周辺への影響はないものと認められるというところで支障なしと判断しております。

悪臭につきましては、青果の卸売市場であるため悪臭を発生する施設ではないことから支障なしと判断しております。

排ガスに関しましては、青果の卸売市場のため、排ガスを発生する施設ではないことから支障なしと判断しております。

通風、採光、日照への配慮というところで、敷地は工業地域であり、周囲は工場や倉庫であるため、周辺への通風、採光、日照への配慮は強く要求されている施設ではなく、また、既存建屋の用途変更で外観の改修は行なわないことから、既存状況からの変更はなく周辺への影響を悪化させるものではないということで、支障なしと判断しております。

最後に、施設設置等の周辺住民対策について説明いたします。住民同意につきましては、近隣に住宅が存在しない地域のため同意は得ないというところで支障はなく、地元組織の同意についても、同じく住宅が存在しない地域であるため自治会組織はないということで支障なしと判断しております。

審査結果については以上となります。

なお、今回は用途変更を行う既存建物の建築基準法への適合性の確認が必要というところで、これについては、今回の許可の申請前に、申請者から特定行政庁である県八幡浜土木事務所に建築基準法第12条5項に基づく報告の提出を受けております。そこで、適法性建築基準法に係る適法性の確認を行って報告書を受理しておりますことを報告させていただきます。

また、今後の手続きの流れについては、参考資料9ページに手続きフローチャートを記載しており、本会の大洲市都市計画審議会について同意をいただけたら、特定行政庁である知事、担当が建築住宅課でありますけれども、知事において許可を行う流れとなっています。

	<p>参考までに、本来の手続きとしまして、現在の市場については卸売市場法第13条に基づく地方卸売市場の認定を受けております。移転後の施設が稼働する前までに、申請者が卸売市場法第13条第1項の変更申請を行う予定としております。</p> <p>議案に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
会長代理	<p>ありがとうございました。只今の事務局の説明について、ご意見、ご質問がございましたらお願い致します。どなたかありませんでしょうか。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>
会長代理	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>何点かお伺いしたいと思います。</p> <p>まずは、以前頂いた計画書の事務所の㎡が35.1で今日頂いた資料は事務所の㎡が48.68となっているが、48.68の方が正しいのかどうか。おそらく変更なさったのだと思いますが、確認させて頂きたいと思います。</p> <p>2点目は、夜中や早朝に荷物の搬入がある青果市場としては、非常にいい立地であるということは、私も感じております。今現在、青果市場に搬入搬出される車輛というのは1日にどれぐらいの台数があるのか。早朝でしょうから、出入りがあっても国道筋にいない我々には見えないところもありますので、そういったところも教えて頂きたい。</p> <p>3点目は、国道からの出入りですけれども、市道立道線への国道からの出入りはそんなに容易ではないと思います。立道線の方が幅員が狭い為、国道に出るのも国道から入るのもそんなに曲がりやすい道ではないなという風に感じています。以前、谷川さんが部長でいらっしゃいました時に、青果市場のちょうど真ん中に道をいれるという計画があったと思いますが、ここで言うべきかどうか分からないですが、この道と、青果市場の横側からケーズデンキに出る道を利用すると非常に納入がしやすく、周囲に与える環境とか大型トラックでの搬入も非常に容易になるのではないかと思うのですが、それは将来的な話かも分かりませんが、そういったことも含めて、まず3点お伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。</p>
事務局	<p>失礼いたします。ご質問ありがとうございました。</p> <p>まずは、資料の件ですが、お配りした資料の面積につきまして、申請者から訂正がありましたので、今回修正させていただきました。今回の資料が正しい数字でございます。すみませんでした。</p> <p>次に、台数ですが、出荷者の車両と仲買さんの車両も含めて、大体であります。1日平均80台から100台程度と聞いております。</p> <p>次に国道の出入り口の件ですけど、確かにおっしゃる通り右折も左折もしにくい道路でございます。今後の当該道路整備の検討については課題であると思います。質問にありましたケーズデンキに向かう市道ですが、確かにあちら側で曲がった方が国道にも出やすいのではないかなとは思っています。国道56号の出入りの件については、安全上問題ないということであれば許可出来るということで今回支障なしとしています。</p>
事務局	<p>道路の件に補足します。ケーズデンキに繋がる道路からまっすぐ道を通すというのは開発者の時間的なものとか、市の方のスケジュール等の問題で出来なくなったということで、今の元松下寿の中の道路を最大限利用した形になります。ただ、東側のオズメッセ側へ道路を抜くということも視野には入れておりますけれども、これについても確定ではありません。先ほど言いました国道からの立道線への進入が厳しいのではないかという話ですが、おっしゃる通りで、国道からというよりこぶし通りから入ってくる方が入りやすいのではないかというふうに考えます。</p>

	<p>今回、国土交通省の所長さんがおられるので、ぜひこの立道線への右折レーンをお願いしたいなというふうに考えております。</p>
委員	<p>ありがとうございます。</p> <p>素人考えでもなかなか難しいと感じております。東側、西側の道路も立派な道がついていますが、利用されるかどうかですよね。ケーズデンキさんへ出る道がうまく国道へ抜けてくれると、利用者が多い少ないというものもあると思いますが、渋滞緩和とかそういったものに繋がっていくのかなと感じておりますので、今回のことに付属した質問になると思いますけれども、さまざまな検討をいただいておりますので、ぜひお願いいたします。以上です。</p>
会長代理	<p>ありがとうございました。他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。</p> <p>それでは、特にご質問がないようでございますので、委員の皆様にお諮りしたいと思います。</p> <p>それでは、諮問事項について採決したいと思います。愛媛たいき農業協同組合の青果市場が移転することに賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
委員	(全員挙手)
会長代理	<p>挙手多数、全員でございます。ありがとうございました。</p> <p>それでは、城戸会長、橋本委員に再び入場していただきます。</p>
	(城戸会長、橋本委員入場)
会長代理	<p>それでは、先ほど行いました採決の結果をご報告します。</p> <p>当審議会より「愛媛たいき農業協同組合の卸売市場（青果市場）の位置について」、移転する箇所は都市計画上支障なしと認め、許可するとして答申することといたします。</p> <p>それでは、ここでいったん進行を事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、先ほど採決をいただきました「愛媛たいき農業協同組合の卸売市場（青果市場）の位置について」の答申に移らせていただきます。</p> <p>城戸会長様より泉建設部長へ答申をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、ご起立いただきまして答申をお願いいたします。</p>
会長	<p>大洲市長 二宮隆久様</p> <p>愛媛たいき農業協同組合の卸売市場（青果市場）の位置について答申を行ないます。</p> <p>令和5年9月15日付大都第9号で諮問された議案は原案のとおり可決いたしましたので、答申をします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。この後は、城戸会長様に進行をお願いできればと思いますので、神田委員様、お席の方にお戻りいただければと思います。</p>
	(神田会長代理 委員席へ移動)
	7. 報告事項
会長	<p>どうもありがとうございました。お疲れさまでございました。</p> <p>それでは、審議が終わりましたので、続きまして委員の皆様にご報告をさせていただきます。大洲市都市計画道路である2路線について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>失礼いたします。それでは私の方から都市計画道路「若宮東大洲線外1線」の事業完了と「片原町本久線」の事業進捗について報告させていただきます。</p> <p>お手元に配布しております資料図面をご覧ください。</p> <p>まず、大洲市が施工いたしました都市計画道路「若宮東大洲線外1線」の道路事業につきましては、平成28年5月10日付けで愛媛県知事より事業認可を受け、県立大洲農業高等学校の前、セブンイレブンから国道56号の区間まで、それと国道56号の交差点を含めた整備を行いました。</p>

	<p>資料部分にあります「若宮東大洲線」は、図面の赤線が道路計画であります。施工延長は207.4mでございます。</p> <p>次に、裏面を見ていただきたいと思います。歩道幅は植樹柵部分を含めて3.5m、路肩幅は1.5m、車道幅は3mで、道路幅員は16mで整備を行っております。当事業は、用地買収等を含めて約8年にわたる期間を要し、交通量も多い箇所であることから、市民の皆様には大変ご不便、ご迷惑をおかけいたしました。今年6月1日に、無事供用を開始し道路事業が完了しましたことをこの場をお借りして報告させていただきます。なお、大洲市としましては、平面図のピンク色で示された部分については、交差点部分で残地となっている民地部分を今年度中に買収しまして、旧市道分を含めて、来年度、休憩等ができる箇所として公園を整備する予定としております。</p> <p>続きまして、愛媛県が施工します都市計画道路「片原町本久線」の道路整備事業について説明いたします。資料の2枚目をご覧ください。</p> <p>都市計画道路の「片原町本久線」は、国道441号のことでありますが、市役所前の国道56号交差点から臥龍の湯付近までの区間となります。今回、整備を行う区間としましては、図面でも示してありますように臥龍の湯から押田鮮魚店付近までの約336mになります。赤線が道路計画であり、基本的に西側の山側を拡幅することになっております。</p> <p>次に裏面をご覧ください。整備の方法としては、歩行者、自転車、自動車が行き交う空間をそれぞれ分離した上で、それぞれの通行に必要な空間を確保いたします。具体的には、道路幅員を現在の6.5mから約2倍の13mに広げ、歩道を道路の両側に整備した上で現在より広い幅員を確保いたします。</p> <p>歩道幅は2.5m、路肩幅は自転車通行に配慮し1m、車道幅は3mとなります。さらに、当路線は、大洲市景観計画の中で景観重要公共施設に指定されていること、また、緊急輸送路でもあることから、景観、防災機能の向上を図るため無電柱化を同時に行うこととしております。</p> <p>次に、これまでの進捗状況と今後のスケジュールについて説明いたします。今年6月28日に愛媛県主催で地元説明会を、ここ市役所2階大ホールにて、昼と夜2回開催し、46名の方に参加いただいております。</p> <p>今後の予定としましては、現地での境界確認、用地測量、物件補償に伴う物件調査を実施する計画で進めていますが、法務局に備え付けてあります公図が現地と一致しない場合は、地図訂正を行う事となっております。それらの業務が全て完了し、用地買収が順調に進んだとすれば、令和8年度に工事を着手する計画で進めたいと考えております。</p> <p>しかし、予算等の事情により変更になる場合がありますので、よろしくお願いたします。</p> <p>以上で、簡単ではございますが報告を終わらせていただきます。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。ただ今、事務局の方から「街路若宮東大洲線外1線」と「街路片原町本久線」についての説明がございました。何かこの件につきまして皆さんの方からご質問ございませんか。</p>
委員	<p>よろしいですか。</p>
会長	<p>どうぞ。</p>
委員	<p>1点ずつ伺いたしたいと思います。</p> <p>「若宮東大洲線の公園整備」このピンク色の反対側にも、少し余った土地がありますね。それほど広くはないですが、そこの利用はどういう風に考えていらっしゃるのかが1点目です。</p> <p>もう1点は「片原町本久線」ですけれども、ずいぶん道が広まってよくなると思いますが、押田鮮魚店さんから商工会議所の方に向かう道は住家がたくさん並んでおり、ここのところは整備区間に入っておりません。歩道についても、押田鮮魚店さんから商工会議所までの区間で少しの間途切れると思</p>

	<p>いますが、それについて都市整備課の見解を聞かせて頂いたらと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、まず若宮東大洲線の反対側の残地についてお答えいたします。あちらについては、大洲市の方で買収予定はございません。ただ、活用について地権者同士、民々で話し合っている話は聞いております。</p> <p>次に、片原町本久線につきましては、こちらは県の事業でありますけども、先程説明をいたしました 336m 区間が終わりましたら、引き続き 56 号に向かって整備を計画していくという話は聞いております。</p> <p>ただ、実施時期は未定だそうです。以上です。</p>
委員	<p>分かりました。</p>
会長	<p>ありがとうございます。他にございませんか。ないようでしたら、私の方からはこれで終了させていただきまして事務局の方にお返しをいたしたいと思えます。皆様のご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>城戸会長様、神田委員様、進行の方お疲れ様でした。ありがとうございます。</p> <p>また、委員の皆様にはご多忙の中、慎重なご審議を賜りまして誠にありがとうございます。</p> <p>本日、市長に答申を頂きましたので、今後市長より知事へ答申通知を行いまして法的な手続きを進めてまいりたいと考えております。</p> <p>最後に委員の皆様にはお願いがございます。お手元の資料の第 1 号議案の参考資料につきましては、お持ち帰りにならないようお願い致します。</p> <p>委員の皆様には、今後とも大洲市の都市計画の推進につきましてご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。審議会を閉会させていただきます。</p> <p>本日は誠にありがとうございました。</p>